

事務連絡  
令和2年4月24日

指定障害福祉サービス事業所 各位  
指定障害児通所支援事業所 各位

松戸市福祉長寿部障害福祉課長

緊急事態宣言に伴う臨時的な取り扱いに係るQ&Aについて（令和2年4月24日版）

平素より本市の障害福祉行政にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月10日付松戸市発事務連絡「緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス提供（通所系サービス・短期入所・児童発達支援・放課後等デイサービスに限る）の臨時的な取り扱いについて」等に基づき取り組んでいただいているところですが、事業所等から寄せられた質問を整理いたしましたので、ご連絡いたします。

〈お問い合わせ〉

松戸市役所障害福祉課 事業庶務班

○電話番号：047-366-7348

○FAX 番号：047-366-7613

○Email：mcshougaihukushi@city.matsudo.chiba.jp

松 戸 市

緊急事態宣言に伴う臨時的な取扱いに係る Q&A (令和2年4月24日版)

質問内容	回答
提出書類について	<p>・在宅利用（テレワーク）の場合は、「就労移行支援・就労継続支援で在宅支援に切り替える利用者」を事前に提出。</p> <p>・健康管理の場合は、「在宅での健康管理・居宅への訪問等を行う利用者」を事前に提出。</p> <p>利用者によって支援内容が変わる場合はどちらのリストもご提出いただきます。</p>
書類の提出方法について	<p>「就労移行支援・就労継続支援で在宅支援に切り替える利用者」及び「在宅での健康管理・居宅への訪問等を行う利用者」の一覧については、メールまたは郵送にてお願いいたします。</p> <p>メールの場合、個人情報になりますので、くれぐれも誤送のないようお願いいたします。</p>
就労移行・就労継続支援事業所における在宅利用に伴う運営規程の変更について	<p>『「就労移行支援事業、就労継続支援（A型・B型）における留意事項について』（平成19年厚労省通知）5（3）在宅において利用する場合の支援について』を実施している事業所において、運営規程に実施する訓練及び支援内容を明記することが求められており、千葉県としては、在宅利用の記載がないのであれば、変更することが望ましいが市町村判断とのことだったので、在宅利用の記載がない事業所は、下記のように取扱いをお願いします。</p> <p>① 今後も継続して在宅利用を考えている事業所は、運営規程の変更をお願いいたします。</p> <p>② 今回のこのコロナ感染防止に伴う当該期間のみ一時的に実施する事業所は、運営規程の変更まで求めないが、コロナの感染防止対策として、在宅でのサービス提供を一時的に実施した旨や松戸市から確認を受けた旨等をしっかり記録するようお願いいたします。</p>
健康管理の電話をした場合のサービス提供記録票に記載する利用時間	<p>実際にかかった時間を記入してください。</p>
健康管理をしたときの1日の人数	<p>① 休業している場合→1日の制限は設けず、支給量の範囲内で算定いただきます。</p> <p>② 縮小している場合→通所で受け入れている場合は人員基準の範囲内をお願いする。休んでいる方を含めると150%以上超えて算定しても可。（休んでいる方についても支給量の範囲内の算定</p>

	は可。)
加算・減算について	緊急措置前に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとするが、実績を伴っていないと算定できない加算は算定不可。(送迎加算、食事提供加算は不可) 厚労省「放課後等デイサービス Q&A (4月13日版)」Q16に記載あり。
健康管理等の電話連絡・訪問等の同日に複数事業所の算定	不可。重複しないよう利用者及び事業所間において調整してください。 例えば、共同生活援助の日中支援加算と通所サービスの基本報酬(在宅支援(健康管理等)及び在宅利用(就労移行・就労継続支援が実施している在宅における利用))の併給はできません。いずれか一方の算定となることにご留意ください。
「障害者施設等通所交通費」の請求について	在宅利用及び在宅支援においては、交通費の支給はありませんので、利用者にもご説明をお願いいたします。